

入札説明書

調達案件名

情報共有基盤システム機器等賃貸借（令和6年
度）

相模原市 財政局 契約課

（令和6年4月22日入札公告分）

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

4024

(2) 契約件名

情報共有基盤システム機器等賃貸借（令和6年度）

(3) 数量

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

(5) 納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目「物件の借入れ」及び細目が「情報処理装置」が認定されていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ 出荷証明書(別紙2)

(2) 提出期間及び提出方法

5 (1) の提出書類を、令和6年4月22日(月)午前9時から令和6年5月9日(木)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和6年6月4日(火)午前9時から令和6年6月5日(水)午後5時まで

(2) 開札日時

令和6年6月6日(木)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、

ファクシミリにより回答を送付する。

※仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」（別紙3）を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

(4) 質問は、上記(3)又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

(1) 入札書には税抜きの合計金額（60ヶ月分）を記入する。

(2) 落札決定後、入札内訳書を提出すること。入札内訳書の合計金額と入札書の金額が相違ないようにすること。

(3) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札

(2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札

(3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札

(4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札

(5) ICカードを不正に使用した入札

(6) 次に掲げる不備があった紙入札書

ア 入札者等の記名がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ 公告に示した案件名の記載がないもの

オ 所定の日時までに到達しないもの

カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの

キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

ク 紙入札承認を受けていないもの

1.2 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

1か月ごとの賃貸借終了後に請求するものとし、当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和6年4月22日	公告別案件No	2/2
入札番号	4024				
契約件名	情報共有基盤システム機器等賃貸借(令和6年度)				
数量	仕様書のとおり				
履行期間	令和7年1月1日 から 令和11年12月31日 まで				
納入場所	仕様書のとおり				
参加条件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目		
		物件の借入れ	情報処理装置		
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体と情報処理装置の1年を超える賃貸借契約実績があること。			
	履行能力	・当該借入物品に係るメーカー、販売代理店等から出荷引受の証明が提出できること。 ・仕様書に示す業務を履行する能力を有しているものであること。			
競争参加資格確認申請書受付期間	令和6年4月22日 (月) 午前9時 から 令和6年5月9日 (木) 正午 まで				
競争参加資格確認通知書発行期間	令和6年5月15日 (水) 午後1時 から 令和6年5月15日 (水) 午後5時 まで				
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限	令和6年5月24日 (金) 午後5時 まで				
質問期限	令和6年5月23日 (木)				
回答期限	令和6年5月29日 (水)				
参加資格がないと認めた理由の説明請求に係る回答期限	令和6年5月29日 (水) 午後5時 まで				
入札書受付期間	令和6年6月4日 (火) 午前9時 から 令和6年6月5日 (水) 午後5時 まで				
	*郵便の場合 令和6年6月4日 (火) までに必着				
開札予定日時	令和6年6月6日 (木) 午前10時				
契約保証金	要				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約による調達である。 ・落札者は、落札決定の翌日までに内訳書を提出すること。 				

仕様書

- 1 業務の名称
情報共有基盤システム機器等賃貸借（令和6年度）
- 2 取り扱う情報
 - (1) 個人情報
 - (2) 賃借人が賃貸人に引き渡し、又は賃借人が使用を認めたもの
- 3 対象機器
サーバ機器等 一式（以下、本調達機器という）
※別紙1「機器賃貸借物品一覧表」と同等以上の機能を満たすこと。
※参考品とは別の製品を提案する場合、入札参加申請時に同等機能を証明する書面を提出し、賃借人の承認を得ること。
- 4 納入場所
相模原市中央区中央二丁目11番15号 相模原市役所ほか賃借人が指定する場所
- 5 納入期限
本調達機器は、令和6年7月31日までに納入すること。
- 6 調達範囲
 - (1) 本調達機器の賃貸借及び保守
 - (2) 本調達機器の運搬、搬入及び初期セットアップ等
 - (3) 本調達機器の賃貸借期間終了時における撤去、搬出、運搬
- 7 納入機器等の条件
本調達機器の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 本調達機器は、情報共有基盤システムを利用するために調達する機器であり、賃借人のネットワーク及びシステムに接続して正常かつ確実に動作すること。
 - (2) 納入予定の機器のスペックはカタログに基づくものとする。
 - (3) メンテナンス及び信頼性を考慮し、本調達機器は同一メーカーの同一モデルに統一すること。
 - (4) 導入する機器については、メーカーから提供される付属品（マニュアル類含む）を全て付属すること。ただし、賃借人が不要と判断した付属品を除く。
 - (5) 未使用かつ最新機器であること。
- 8 機器の納入
 - (1) 賃借人の指定する設置場所に納入すること。
 - (2) 事前に納入日、納入計画等を賃借人に提示し、協議すること。
 - (3) 機器の納入にあたっては、賃借人の業務に支障をきたさないよう十分に注意すること。
 - (4) 導入当初の初期不良に関しては、連絡後5営業日以内に代替機（本仕様書の要件を

全て満たすもの) を無償で提供し、賃借人が指定する設置場所へ納入すること。

9 付帯作業

次の付帯作業にあたっては、賃借人の指示に従うとともに、詳細な作業内容については協議をしながら行うものとする。

- (1) 賃借人の物品管理に必要なシールの作成及び指定場所への貼付(シール見本は別途提示する。)
- (2) 機器の製造番号・MACアドレスの収集及び賃借人の物品管理シールの番号に対応した Excel ファイルの一覧表(形式は任意)作成
- (3) 本調達機器が賃貸借物件であることがわかるシール等の貼付
- (4) 本機器の搬入及び指定場所への設置
- (5) LANケーブル及び電源の接続
- (6) OSセットアップ及びバージョン確認
- (7) OSの最新セキュリティパッチの適用(インターネット環境に接続していないため、媒体からオフラインインストールすること。)
- (8) 賃借人の指定するウィルス対策ソフトウェアをインストールし、必要な設定を施すこと。
- (9) ネットワーク設定及び疎通確認
- (10) 賃借人が指定する機器との接続
- (11) 無停電電源装置の設定
 - ア サーバと電源連動を行う。
 - イ 無停電電源装置への電源供給が停止した際、電源連動を行っているサーバが正常にシャットダウンするよう設定する。
- (12) 動作確認及びテスト
- (13) バックアップ媒体の作成
- (14) 梱包資材の回収及び処分
- (15) 本付帯作業を実施するにあたり、必要に応じて賃借人は次のとおり実施する事。
 - ア 情報共有基盤システム構築業者(以下構築業者)の求めに応じて現地対応することとし、これに掛かる費用は賃借人の負担とする。
 - イ 構築業者からの連絡及び問合せ等に随時対応可能な受付窓口を速やかに設置することとし、これに掛かる費用は賃借人の負担とする。

10 機器保守

保守条件については、次のとおりとし、機器障害発生時の作業及び交通費、また、部品代を含むものとする。設置時に装備している部品(キーボード、マウス等を含む。)すべてについて、保守対象とする。

- (1) 保守部品について
保守部品については、納品された機器のメーカーが提供する部品に限る。
- (2) 保守方法及び対応時間等について
 - ア 受付対応時間について、電話・FAX・メールにより、24時間365日の受付を行う。
 - イ 原則として、平日の午前9時から午後5時00分までのオンサイト保守とすること。ただし、業務影響がある作業については、賃借人と協議のうえ、業務時間外に対応すること。
 - ウ 緊急時は賃借人と協議のうえ、前述の障害対応時間に関わらず対応すること。

エ 賃借人から保守依頼を受けた場合は、原則として、4時間以内に現地へ出向き迅速に対応すること。ただし、自然災害等の事由により、対応に制限がある場合は、この限りではない。

オ 部品の交換が必要な障害の場合は、原則として、保守依頼を受けた当日又は翌日までに故障部品の交換を行うこと。

(3) 受付手段について

機器故障等障害発生時の保守部品提供のための受付手段（電話、ファクシミリ、Eメール）を確保すること。

(4) 定期点検及び定期清掃について

定期点検及び定期清掃については、賃借人と協議のうえ、年に1回程度実施すること。また、保守作業実施後は賃借人に対し報告書を提出すること。

(5) 電磁的記録媒体の交換に伴う対応

本業務遂行中に故障等により本調達機器に内蔵される電磁的記憶媒体の交換を行う場合や、賃貸借期間満了後には、電磁的記録媒体を取り外し、必要に応じて別途契約を締結した上で、次のいずれかの方法で電磁的記憶媒体を廃棄できること。

ア 賃借人が、庁舎内で物理的な破壊を行う。なお、破壊後の電磁的記憶媒体は、賃借人が廃棄する

イ 賃借人の立ち会いにより、賃貸人が庁舎内で物理的な破壊を行う。なお、破壊後の電磁的記憶媒体は、賃貸人が廃棄し、破壊証明書等を提出する。

ウ 賃借人が、庁舎内でデータ抹消を行う。データ抹消後、賃貸人に引き渡す場合には、賃貸人は破壊証明書等を提出する。

(6) 法定点検による停電等の対応について

賃借人において賃貸借機器の停止、再起動等、必要な作業を実施するが、その際必要に応じて技術支援をおこなうこと。

(7) ハードウェア（サーバ）の遠隔監視について

ア 障害解決時間の短縮と運用者の負担軽減を目的として、ハードウェア障害発生時、賃貸人へ自動通報を行う仕組み及び体制を整えること。賃貸人は自動通報受付後、直ちに障害内容を賃借人にメールまたは電話にて連絡すること。自動通報に必要な装置及び回線は賃貸人にて準備すること。

イ 専用回線を用意し、通信は暗号化すること。

ウ ファイアウォールを設置する等により、外部からの不正侵入を防止すること。

エ 自動通報に利用する回線は、インターネット環境に接続しないこと。

オ Ping 等により機器の死活監視を行い、無応答であれば自動通報すること。

カ 障害発生時に必要な情報（ログ）を自動取得し、障害発生時の装置内部の状態解析及び賃借人へのエスカレーションを迅速に対応すること。

※障害発生時の連絡先は、賃貸人及び賃借人が別途定めるものとする。

キ 監視設定の詳細については、賃借人と協議のうえ決定するものとする。

11 賃貸借期間満了後の取扱いについて

賃貸借機器の借入期間終了後又は賃借人が不要と判断した場合、賃借人と協議のうえ、撤去に伴う作業、物品・ケーブル類の撤去並びに電源、耐震工事、ネットワーク配線等の

現状回復等について、賃貸人の責任と負担において実施すること。また、賃借人が指示するドキュメントを提出すること。

12 その他事項

- (1) 賃貸人の作業実施に当たっては、作業責任者を定めるとともに、作業従事者名簿を事前に賃借人に報告すること。変更が生じた場合も同様とする。なお、作業責任者は賃借人との調整及び作業従事者の指揮監督を行うものとする。
- (2) 賃貸人の作業の実施に際し、賃借人から提供された資料は、作業終了後、返却しなければならない。なお、提供された資料については、第三者への提供を禁止する。
- (3) 賃借人の施設において作業を実施する際には、作業責任者及び作業従事者は常に身分を証明するものを携行し、名札を着用すること。
- (4) 賃貸人の作業に起因して賃借人の保有する財産その他に損傷を与えた場合、賃貸人の負担により原状に復帰しなければならない。
- (5) 賃借人の指示に基づき、機器賃借物品一覧表の作成を行い、賃借人に報告するものとする。

13 提出物一覧

次のとおり、提出期限以内に必要部数を提出すること。

- (1) 機器賃借物品一覧表：1部（紙媒体又は電子媒体）
提出期限：入札日から7日以内
- (2) 体制表：1部（紙媒体又は電子媒体）
提出期限：業務着手前
- (3) 作業従事者名簿：1部（紙媒体又は電子媒体）
提出期限：業務着手前
- (4) 納入スケジュール表：1部（紙媒体又は電子媒体）
提出期限：契約日から7日以内
- (5) ソフトウェアの使用許諾証書（名義を相模原市とすること）：1部（紙媒体又は電子媒体）
提出期限：機器設置作業日の翌日まで
- (6) バックアップ媒体：1部（電子媒体）
提出期限：機器設置作業日の翌日まで
- (7) 機器の製造番号・MACアドレス一覧表（電子媒体）
提出期限：本調達機器納入後7日以内

14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項で、必要な事項が生じた場合、賃借人と賃貸人とが協議の上、解決するものとする。
- (2) 発注時に相模原市ホームページにて公開している「相模原市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

機器借借物一覧表

項番	分類	分類	仕様	最低数量	機器仕様・要件	想定機種	想定機種形名
1	ブレードサーバー/ ラックマウントサーバー	仮想サーバー#1	ブレードサーバー/ラックマウントサーバー CPU Xeon-S 4410Y(2.0GHz/12コア/24スレッド)×2 メモリ 64GiB 2R×4 ×2 ディスク 480GB (SATA MU SFF BC MV SSD)×3 LANスイッチモジュール接続ポート×2 同等以上かつ1Gbps以上の通信帯域 ストレージスイッチモジュール接続ポート×2 同等以上かつ10Gbps以上の通信帯域	1	・ハードディスクはRAID構成で、ハードディスク容量が1,440GB以上であること。 ・CPU、メモリ等のハードウェア異常を検知してメール等で管理者へ通報する管理ツールを有すること。 ・サーバーの稼働に必要なライセンスを添付すること。	HA8000V/DL360 Gen11	TQFQ64-P53748-B21
2	ブレードサーバー/ ラックマウントサーバー	仮想サーバー#2	ブレードサーバー/ラックマウントサーバー CPU Xeon-S 4410Y(2.0GHz/12コア/24スレッド)×2 メモリ 64GiB 2R×4 ×2 ディスク 480GB (SATA MU SFF BC MV SSD)×3 LANスイッチモジュール接続ポート×2 同等以上かつ1Gbps以上の通信帯域 ストレージスイッチモジュール接続ポート×2 同等以上かつ10Gbps以上の通信帯域	1	・ハードディスクはRAID構成で、ハードディスク容量が1,440GB以上であること。 ・CPU、メモリ等のハードウェア異常を検知してメール等で管理者へ通報する管理ツールを有すること。 ・サーバーの稼働に必要なライセンスを添付すること。	HA8000V/DL360 Gen11	TQFQ64-P53748-B21
3	ブレードサーバー/ ラックマウントサーバー	仮想サーバー#3	ブレードサーバー/ラックマウントサーバー CPU Xeon-S 4410Y(2.0GHz/12コア/24スレッド)×2 メモリ 64GiB 2R×4 ×2 ディスク 480GB (SATA MU SFF BC MV SSD)×3 LANスイッチモジュール接続ポート×2 同等以上かつ1Gbps以上の通信帯域 ストレージスイッチモジュール接続ポート×2 同等以上かつ10Gbps以上の通信帯域	1	・ハードディスクはRAID構成で、ハードディスク容量が1,440GB以上であること。 ・CPU、メモリ等のハードウェア異常を検知してメール等で管理者へ通報する管理ツールを有すること。 ・サーバーの稼働に必要なライセンスを添付すること。	HA8000V/DL360 Gen11	TQFQ64-P53748-B21
4	ストレージ	共用ストレージ装置	ストレージ筐体本体 データキャッシュ容量:8GB以上 接続インターフェース 16Gbps	-	・稼働中においてもディスクの交換や増設が可能であること。 ・ディスクの障害時であっても正常稼働できるようにホットスワップ領域を確保すること。 ・RAID構成とすること。 ・ディスク異常を検知してメール等で管理者へ通報する管理ツールを有すること。 ・プール容量として80TiB以上の容量を確保すること。 ・サーバーとの接続は、FC/SAS/SASのいずれかでできること。	VSP G130	HT-40SG-CBXSSFV6
5			ストレージ接続用ケーブル一式	-	サーバー機器とストレージ機器間接続のための冗長化を考慮した必要本数分を準備すること。	-	-
6	バックアップ	テープドライブ	LTOライブラリ サーバー接続ポート×2 同等以上	1	・LTOテープドライブを2基以上有し同時にテープ処理が可能なこと。 ・バックアップサーバーとSAS接続可能なこと。 ・ArcServe UDPによるバックアップがサポートされていること。 ・バックアップに必要なライセンスを添付すること。	L1/8Hテープオートローダ	TQ4Q64-R1R75A
7	バックアップ	LTOテープカートリッジ	LTOテープカートリッジ (バーコードラベル付き) 30TB、最大750MB/s	20	・納品後すぐに、貴借人に受け渡すこと。	-	-
8	電源装置	無停電装置(UPS)	無停電電源装置一式	2	・各サーバー、ストレージ装置と電源連動が可能であること。 ・停電時に電力供給を断たずに電源を切替られること。 ・接続装置への給電を維持しながらバッテリー交換が可能であること。	HA8000V Gen11用 ラックタイプ UPS VSP専用UPS	GQ-BURW3021CEK GQ-SBURV3002MED
9			接続ケーブル一式	-	必要数量準備すること。	-	-
10	ネットワーク		Cat5e LANケーブル一式	-	必要数量準備すること。	-	-
11			FCケーブル一式	-	必要数量準備すること。	-	-

賃貸借契約書(案)

1 業務の名称	情報共有基盤システム機器等賃貸借(令和6年度)			
2 履行場所	相模原市役所			
3 契約金額(月額)	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 賃貸借期間	賃貸借期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。			
5 契約金額の支払	賃貸人は賃借人に対し、この契約に定める賃借料を請求するものとし、賃借人は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	<input type="checkbox"/> 前金払 (<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払) <input type="checkbox"/> 概算払 (<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払) <input checked="" type="checkbox"/> 確定払 (<input type="checkbox"/> 一括払 <input checked="" type="checkbox"/> 分割払)			
	備考 月額 ¥ 円 ←← (毎月払の場合) ↓↓ (半期または四半期払の場合) 第1回支払額 ¥ 円 (令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日) 第2回支払額 ¥ 円 (令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日)			
6 契約の保証	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 有価証券 <input type="checkbox"/> 銀行等、保証事業会社の保証	<input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除	円	円
7 予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	賃借人は、〇年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。 2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除し、賃貸人に損失が生じた場合は、賃貸人はその損失の補償を賃借人に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。			

上記の「情報共有基盤システム機器等賃貸借(令和6年度)」について、賃借人と賃貸人は、次のとおり賃貸借契約を締結する。
 この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

不動産の賃貸借契約を除き、物品のリース契約は非課税(収入印紙不要)

賃借人 相模原市中央区中央2丁目11番15号
 相模原市
 代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

賃貸人 所在地
 名称
 代表 印

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、その所有する機器を賃借人に賃貸し、賃借人は、これを賃借する。
- 3 賃貸人は、賃借人が機器を常に最良の状態で使用できるよう保守の責に任ずるものとする。
- 4 この契約の対象となる機器(以下「機器」という。)は、「機器賃借物品一覧表」のとおりとする。
- 5 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、賃借人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 賃貸人は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃借人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。この場合にあつては、直ちにその保険証券を賃借人へ寄託するものとする。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の総額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、賃貸人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証が契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の総額の100分の10に達するまで、賃借人は、保証の額の増額を請求することができ、賃貸人は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 賃貸人が第1項第4号の履行保証保険契約を締結する場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期(以下「保険期間の終期」という。)が契約期間の最終日に至らないも

のであるときは、貸貸人は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を賃借人へ寄託しなければならない。この場合において、保証の額は契約金額の総額の100分の10以上としなければならない。

6 契約保証金から生ずる利子は、賃借人に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 貸貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 貸貸人は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 貸貸人は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その内容を明確にした文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)を賃借人に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(守秘義務)

第5条 貸貸人は、この契約の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供し、若しくは漏洩し、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 貸貸人は、この契約を履行するため、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

3 この契約を履行するために必要な情報であって、賃借人が貸貸人に引き渡し、又は賃借人が使用を認めたもの(既に公知の情報及び賃借人と貸貸人による事前の合意がある情報を除く。)の取扱いについては、前項の個人情報の取扱いの例による。

(検収)

第6条 貸貸人は、機器を仕様書で指定された場所へ、仕様書で定める期限までに納入し、正常な状態で使用できる状態にした後、賃借人の検収を受けなければならない。

2 前項の規定による検収に合格したときをもって、賃借人はこの機器の引渡しを受けたものとする。

3 貸貸人は、機器を納入した場合において、その全部又は一部が第1項の規定による検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、再度検収を受けなければならない。

(契約代金の支払い)

第7条 貸貸人は、前条の検収に合格したときは、契約期間の始期の属する月(以下「当該月」と

いう。)の翌月以降、この契約に定める賃借料を賃借人に請求することができる。ただし、請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

- 2 賃借料の計算は、月の初日から末日までを1か月分として計算するものとする。ただし、契約期間の始期が月の中途の場合は、当該月の賃借料は当該月の日数による日割り計算とする。契約期間の終期が月の中途の場合も同様とする。
- 3 この契約が解除された場合は、解除された月の賃借料は解除された月の日数による日割り計算とする。

(機器の管理、保全)

第8条 賃借人は、機器を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

- 2 機器の据付、調整に当たり必要とする電力は、賃借人が負担するものとする。
- 3 賃借人は、機器を譲渡し、転貸し、担保権を設定する等、賃貸人の機器に係る所有権を害する行為をしてはならない。

(機器の返還等の義務)

第9条 賃借人は、契約期間満了又は解除により機器を返還する場合、機器を通常の損耗を除き、原状に回復して賃貸人に引き渡すものとする。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保険の付保)

第10条 賃貸人は、機器について賃貸人の負担で、動産総合保険を付保するものとする。

(履行不能の場合の処置)

第11条 賃貸人は、天災、その他不可抗力により、その責めに帰すことができない事由で契約の全部又は一部を履行することができないときは、賃借人の承認を得て、当該部分についての義務を免れることができるものとする。この場合において、賃借人は、当該部分についての賃借料の支払いを免れるものとする。

(事故等の報告)

- 第12条 賃貸人は、この契約の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を賃借人に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 賃貸人は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく賃借人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 賃貸人は、賃借人が故意又は重大な過失により機器を破損する等、賃貸人に損害を与えた場合は、当該損害の賠償を賃借人に対し、請求できるものとする。

- 2 賃借人又は賃貸人は、この契約に違反した場合又はこの契約が解除された場合において、相手方に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。
- 3 第1項の損害を生じた場合において、第10条で補償された部分については、第1項の規定にかかわらず、賃貸人は賃借人に対して請求できない。

(履行遅滞の場合における違約金)

- 第14条 賃貸人の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じたときは、賃貸人は、賃借人に対して違約金を払わなければならない。
- 2 前項に規定する違約金は、契約金額につき遅延日数に応じ、相模原市契約規則第42条に規定する割合で算出した額とする。

(契約不適合責任)

- 第15条 賃借人は、賃貸借期間中、引き渡された機器が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合していないと認められるとき(以下「契約不適合」という。)は、賃貸人に修繕、交換等の実施を求めることができ、賃貸人は可及的速やかに当該修繕、交換等を実施するものとする。
- 2 契約不適合について、賃貸人が修繕、交換等を実施するに当たり発生した費用は、賃貸人が負担するものとする。
 - 3 前2項の規定は、当該契約不適合が賃借人の提供した資料等又は賃借人の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、賃貸人がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(契約不適合による減額請求)

- 第16条 賃借人は、前条第1項に規定する契約不適合により、修繕、交換等の実施がなされるまでの期間に応じ、賃貸人に契約代金の減額請求をすることができる。
- 2 前項の規定は、当該契約不適合が賃借人の提供した資料等又は賃借人の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、賃貸人がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(賃借人の解除権)

- 第17条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 第6条第1項に規定する検収又は同条第3項に規定する再検収に合格する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第3条の規定に違反したとき。
 - (3) 第15条第1項に規定する契約不適合について、賃借人が修繕、交換等の実施について請求をしたにもかかわらず相当期間内に当該修繕又は交換等の実施がなされない場合であって、

この契約の目的を達することができないとき。

- (4) この契約の履行について、不正行為をしたとき。
 - (5) 貸貸人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等貸貸人が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、貸貸人が契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 貸貸人の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
 - (9) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき、又はそれらの申立てを受けたとき。
- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、貸貸人に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条の規定にかかわらず、賃借人の責めに帰すべき事由により前条第1項第1号、第3号又は第7号に規定する場合に該当したときは、賃借人は、前条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸貸人は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第17条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- (3) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第2条第1項に掲げる保証を付している場合は、賃借人は、当該保証をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による賃借人の解除権)

第20条 賃借人は、貸貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により貸貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 貸貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は貸貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が貸貸人又は貸貸人が構成事業者である事業者団体(以下「貸貸人等」という。)に対して行われたときは、貸貸人等に対する命令で確定したものをいい、貸貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、貸貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 貸貸人(貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸貸人は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を違約金として貸借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条第1項に掲げる保証を付している場合は、貸借人は、当該保証をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る貸借人の解除権)

第21条 貸借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により貸貸人に損害が生じても、貸借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 貸貸人が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 貸貸人が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 貸貸人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 貸貸人が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められ、又は貸貸人の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸貸人は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条第1項に掲げる保証を付している場合は、賃借人は、当該保証をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第22条 貸貸人は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 貸貸人は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 貸貸人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 貸貸人は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(貸貸人の契約解除権)

第23条 貸貸人は、賃借人がこの契約に違反し、その違反によって、この契約の履行継続ができなくなったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、貸貸人に損害が生じたときは、貸貸人は、賃借人に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、賃借人と貸貸人と協議の上で決するものとする。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第24条 貸貸人は、第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の総額の100分の10に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第20条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他賃借人が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第4号の規定に該当する場合において、貸貸人が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(環境配慮事項)

第25条 貸貸人は、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行わなければならない。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、契約の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 賃借人への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 契約実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(疑義等の解決)

第26条 仕様書又はこの契約条項について、賃借人と貸貸人の相互間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借人と貸貸人とが協議して定める。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 本業務について、貸貸人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「本特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 貸貸人は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3条 貸貸人は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)により賃借人に報告しなければならない。

2 貸貸人は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を変更する場合の⼿続を定めなければならない。

3 貸貸人は、責任者を変更する場合は、事前に文書により賃借人に申請し、その承認を得なければならない。

4 貸貸人は、業務従事者を変更する場合は、事前に文書により賃借人に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 貸貸人は、賃借人と協議し、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、本業務の着手前に文書により賃借人に報告しなければならない。

2 貸貸人は、作業場所を変更する場合は、事前に文書により賃借人に申請し、その承認を得なければならない。

3 貸貸人は、賃借人の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び業務従事者に対して、貸貸人が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(監督、教育等の実施)

第5条 貸貸人は、個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者に対する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

2 貸貸人は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 貸貸人は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 貸貸人は、本業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、退職した後も含め、第1項の個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督をしなければならない。また、本業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関して誓約する旨を文書により提出させ、文書によりこのことを賃借人に報告しなければならない。

(再委託)

第7条 貸貸人は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 貸貸人は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、文書により再委託する旨を賃借人に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

- 3 前項の場合、貸貸人は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、賃借人に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 貸貸人は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 貸貸人は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、賃借人の求めに応じて、管理及び監督の状況を賃借人に対して適宜報告しなければならない。

- 6 貸貸人は、次に定める事項を遵守するものとする。再委託先が委託された業務をさらに第三者へ委託する場合のように委託が繰り返される場合においても同様とし、再委託の契約書等にその趣旨を盛り込むものとする。（この場合においては、再委託など事業者のつながりを「委託の系列」という。）

(1) 貸貸人は、賃借人に関する特記事項に係る文書及び賃借人が委託の系列を通じて取得した特記事項に係る文書の写しを、賃借人へ提出するものとする。

(2) 前号の文書を用いる場合だけでなく、文書を用いない場合においても、個人情報の取扱いに関する承認、指定等、意思決定に関わる事項は、事前に委託の系列を通じ賃借人の承認、指定等を得るものとする。

(3) 貸貸人が再委託する場合、第1号の「賃借人」を「委託の系列を通じ相模原市」と、第15条の「賃借人」を「賃借人及び相模原市」と、第16条第3項の「賃借人」を「相模原市」とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 貸貸人は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 貸貸人は、賃借人に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 貸貸人は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。

(2) 賃借人が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に賃借人の承認を受けて、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。

(5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を 방지、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(10) 個人情報を電子メールで送信しないこと。ただし、賃借人が承認したときはこの限りではない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 貸貸人は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、賃借人の承認なく第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 貸貸人は、賃借人との間の個人情報の受渡しに関しては、文書により賃借人に対して申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合において、貸貸人は、賃借人が指定した手段、日時及び場所で行った上で、賃借人に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は消去等)

第12条 貸貸人は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、賃借人の指定した方法により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

2 貸貸人は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を文書により賃借人に申請し、その承認を得なければならない。

3 貸貸人は、個人情報の消去又は廃棄に際し賃借人から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 貸貸人は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 貸貸人は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、文書により賃借人に対して報告しなければならない。

(開示請求等)

第13条 個人情報に係る本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、賃借人が法及び相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年相模原市条例第32号)の規定に基づき対応するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 貸貸人は、個人情報の取扱いの状況について定期に又は賃借人の求めに応じて文書により報告しなければならない。

2 貸貸人は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 賃借人は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約及び本特記事項の遵守状況を確認するため、貸貸人に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。ただし、実地検査を行うことが難しい場合であって、貸貸人が当該実地検査の項目について調査した結果を賃借人に報告したときは、この限りでない。

2 貸貸人は、賃借人が監査等を行う場合、当該監査等に協力しなければならない。

3 賃借人は、監査等を行うときは、貸貸人に対し、あらかじめ通知するものとする。

4 賃借人は、監査等の結果、個人情報の取扱いについて改善が必要であると認めるときは、賃借人に対し、その改善を指示することができる。

5 貸貸人は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示への対応について、賃借人が指定する期限までに報告しなければならない。

(事故時の対応)

第16条 貸貸人は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに賃借人に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を文書により報告し、賃借人の指示に従わなければならない。

- 2 貸貸人は、個人情報漏えい等の事故が発生した場合に備え、賃借人その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 賃借人は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 賃借人は、貸貸人が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 貸貸人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、賃借人に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 貸貸人の故意又は過失を問わず、貸貸人が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、賃借人に対する損害を発生させた場合は、貸貸人は、賃借人に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 貸貸人は、第三者に本業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
契約件名	

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

出荷元 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

出 荷 証 明 書

この入札に関して2の出荷先の会社が落札した際は、指定の納期に間に合うよう、当社が製造（又は輸入）している3の商品を、当社において2の落札者あてに出荷することを証明いたします。

記

1 入札件名及び納入期間

件 名 情報共有基盤システム機器等賃貸借（令和6年度）

2 出荷先（入札参加者）

所在地

商号又は名称

3 出 荷 品

(1) 品名

(2) メーカー

(3) 型番

(4) 出荷数量

※ この様式の仕様を満たすものであれば別の様式を使用してもかまいません。また、3出荷品については、別紙を添付していただいてもかまいません。

※ 出荷品により出荷元が異なる場合には、出荷元ごとに出荷証明書を提出してください。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
(代理人氏名) 印

*次のとおり同等品の認定を申請します。

No.	品名 (材料)	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4024

調達物品名 情報共有基盤システム機器等賃貸借 (令和6年度)

内訳書

件名:情報共有基盤システム機器等賃貸借(令和6年度)

	件名	月額(円) ※税抜き	契約期間(月数)	合計金額(円) ※税抜き
1	情報共有基盤システム機器等賃貸借 (令和6年度)		60ヶ月	
			合計	

※入札金額は、税抜きの合計金額(月額×60ヶ月分の合計額)を入力してください。